



広げよう「友好と奉仕」の輪

会長 西井 勝明

人類に奉仕するロータリー

本日は 第3018回 例会
プログラム
故 西井会長 追悼例会
No.2830 2月16日(木)

次週以降の予定
2月23日(木)食を通じた地域振興の可能性
3月2日(木)新会員卓話
3月9日(木)ゲスト卓話

第3017回 例会報告

2017年 2月9日(木)

副会長挨拶



ガバナー事務所からご連絡で、2019年から2020年度のガバナーが千歳RC所属の福田武男会員をガバナーノミニとして決定しましたということで御座います。

幹事報告



- ①. 芦別・深川・留萌RCさんより会報が届いております。ガバナー月信2月号が届いておりますので購読会員のローカーに入れておきます。
- ②. 2017年-18年度のロータリー手帳の予約を2月24日まで受け付けてます。ご希望会員は事務局までお申し込み下さい。お値段は一部648円です。
- ③. 2月16日は木曜フォーラムが18時より「やまもと」さんで開催いたします。お申し込み会員はお忘れなく。講師は畠山かおる会員です。



【出席委員会担当例会】

ーゲスト卓話ー



出席委員会 峯村 征秀 委員長

本日はNPO法人中空知成年後見センターの代表理事をされてます、熊谷仁美様に成年後見制度についてご講演を頂きしたいと思います。成年後見人という難しい法律用語に聞こえますが、いつ成年後見のお世話になるかわかりません。ある日突然認知症になってしまったときに、個人の財産は奥様やお子様でも整理ができなくなります。このような時に中空知後見センター様が法人として後見人を請け負うことでトラブルを回避したり負担の軽減を提案して頂けます。本日はしっかりご講演を聞いて頂き参考にしてください。

「市民後見人制度について」



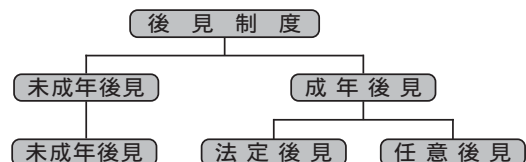
NPO法人中空知成年後見センター 代表理事 熊谷 仁美 様

本日はお声がけを頂き本当にありがとうございます。以前は住宅メーカーに勤めてました。住宅ローンのお手伝いとか資産運用のアドバイスが出来るファイナンシャルプランナー資格を取得いたしました。その後、平成24年に北海

道で始めて開催されました市民後見人養成講座を受講しまして、高齢者の生活を支えるにはこの成年後見制度の利用が多くなることを知りまして、法人で成年後見利用者を支えようと思い、中空知成年後見センターを設立いたしました。日本全国で高齢化が進んで判断力が衰えたり認知症で物事が進まなくなる。また滞ったままになるケースが増えてきました。そんな判断力の衰えて来た方になり代わり、本人の財産を守り、物事が滞らない用進めるのがこの成年後見制度ということとなっております。今日は成年後見の概要と私が目指しています法人での成年後見についてお話をさせていただきます。後見制度には大きく分けて「未成年後見」と「成年後見」があります。以前は禁治産制度と言われていたものが平成12年にこの成年後見制度に変わりました。

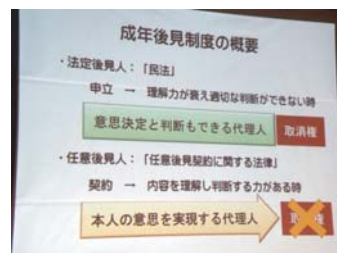
禁治産制度は戸籍に禁治産者と載ったり、漢字も資産を治めることを禁ずると書いてあって、必要であってもなかなか使いたくないという制度でしたが現在ではこの制度を使っても戸籍に載ることはありません。法務局で登記簿謄本を取って必要な方が確認をするというように変わっています。

後見制度の全体像



成年後見は「法定後見」と「任意後見」に分かれています。法改正の時は任意後見が多いのではないかとおっしゃっていましたが、実際は法定後見の方が圧倒的に多いというのが実情です。

法定後見は民法で定められている制度で、精神的障害で理解力が衰えていて適切な判断のできない人達の制度です。法定後見は本人に変わって意思決定の出来る代理人ということになっています。また本人の利益にならないと判断をした時には本人の決定を取り消す「取消権」という権利を使う事ができます。

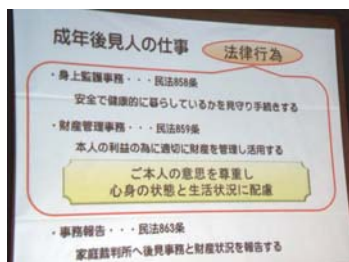


「任意後見契約に関する法律」に定められているのが任意後見です。これは、あらかじめご本人が希望した事を契約書に記載をし、判断力が衰えた後にその効力が発生する制度です。契約内容を理解する能力がないと使えない制度となっております。任意後見人は本人の意思を実現する代理人ということになっ

ております。

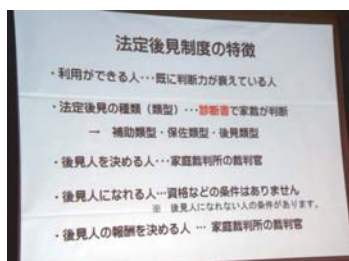
後見人の仕事は、身上看護と財産管理そして裁判所への事務報告となっております。身上看護はご本人が健康で安全に暮らしているかどうかを確認し、必要な手続きをとるといふ事です。

財産管理は、ご本人の財産をはかり必要な支払いを行う、多くの方は後見人イコール財産管理というイメージをお持ちの方が多いと思いますが、禁治産制度の後見人はそうでしたが、成年後見制度に変わってから身上看護も後見人の重要な仕事というふうな位置づけられております。そして後見人がこれらの仕事をするにはご本人の意思を尊重して心身及び生活状況に配慮するということが義務付けられています。これら後見人がするべき仕事を法律行為となっております。



法律行為とはご本人の生活に必要な手配や事務処理をするというような事です。後見人にできない事もあります。一つに一身に専属する行為と言われております。それは結婚・離婚・養子縁組などご本人の身分が大きく変わるような判断、ご本人の命に関わるような判断は後見人はできません。誤解が多いのは保証人や身元引受なるといふ事です。後見人はご本人と同じ立ち位置にいる為、自分の保証や身元引受はできないという考え方です。事実行為はできません。例えばご本人に訪問をした時に体調が悪く、しばらく食事をとっていないので食事を作り食べさせるという行為は事実行為なので禁止されています。そんな時は出勤などをとり、料金を支配って食べてもらう。その後、ケアマネなどに相談をして配食サービスなどと契約をして料金を支払う。その後はきちんと食事を取れているか確認をして見守るといふことが後見人の仕事になります。

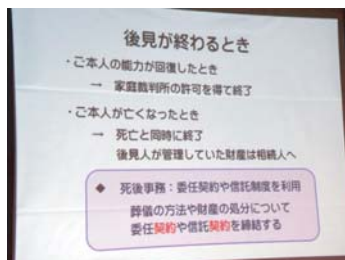
法定後見制度の特徴は、判断力が衰えて財産管理のできない方が利用する制で、身体障害で財産管理ができない方はこの制度を利用できません。法定後見には種類、類型と言われるものが有り、どの型になるかは家庭裁判所で決めます。そして後見人になる人も家庭裁判所で決めます。後見人はご本人の財産を仕事で管理するという事になっておりますので、裁判所で決定した報酬も受け取ることができます。その報酬はご本人の財産から支払われる事になります。



後見が終わるときは、能力が回復するか亡くなられて時で、ご本人が亡くなるとそれまで後見人が管理をしていた財産は遺産に変わりますので、処分権

限は相続人に移ります。ですから施設の利用率やそれまでかかっていた医療費は、後見人が支払えなくなります。一部法改正が有りまして、裁判所の許可が有れば一部支配が出来るようになりました。

後見人は、ご本人が亡くなりましたらそれまで管理していた財産を計算をし、家庭裁判所に報告し、相続人に引渡して仕事が終わることになります。



最後になりますが、お手元にお配りいたしました成年後見講演会を2月18日に砂川市の「ゆう」で開催いたします。普段の生活の中で権利擁護なんて考えて暮らしてはいませんが、弁護士の田頭先生にお越しいただいて権利擁護についてお話を頂きますので、お時間がございましたら是非いらしてください。本日はありがとうございました。



プログラム委員会 西田 浩二 委員長

実は、私は自分の母親の後見人になっております。というのは兄弟同士でもトラブルがありますよ、とお聞きしたことがあります。現実に遠くにいる兄が長男という立場で多々言うて来ることがあり、母親と相談をし、遺言書を作りました。その時はキチンと全て終わらせようと思いましたが、あれから日が経ち完全な認知症になり、年金との会計処理やら施設に対する諸々の支払いが有り大変です。皆さんも他人事だと思わず、身内とのトラブルを防ぐということで、今から後見制度の利用を検討されたら良いと思います。



講話の感想 会報委員会 入井会員

お話を聞かせて頂いて沢山の事を考えさせられました。自分は嫁を亡くし、未だ独り身なので他人事ではないので、弟と妹に相談をして先の事を考えなければと思いました。私はまだまだ56歳で若いのですが、脳梗塞や心筋梗塞はいつ襲って来るかわかりません。成年後見制度真剣に考えなければと思います。



佐々木弘彦会員

「土筆の郷」落成式に皆様にご協力いただきました。ありがとうございます。

峯村 征秀会員

担当例会を終えて。

会長／西井 勝明
幹事／坂本 和繁
編集／クラブ会報委員会

例会日●毎週木曜日 PM0:30
例会場●ホテルスエヒロ
事務局●ホテルスエヒロ 7F

電子メール info@rotary.gr.jp
ホームページ http://www.rotary.gr.jp/

〒073-0032 滝川市明神町2丁目2-16
TEL (0125) 22-3344
FAX (0125) 24-2755



クラブ会報は再生紙を使用しています。